**※**1. 2

変 更 前

#### 第2章 品質保証

### (品質保証計画)

第 3 条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとお │第 3 条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジ り品質保証計画を定める。

### 1. 目的

本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所 における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下、「JEAC4111」とい う。)および関係法令に基づく品質マネジメントシステム(安全文化を醸成する活動 を行うしくみを含む。以下、「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実 施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2 滴用範囲

本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。

3 定義

本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるものの他 JEAC4111 に従う。

(1) 発雷用原子炉施設

原子力発電所を構成する構築物、系統および機器等の総称をいう(以下、本条 において「原子炉施設」という)。

(2) 原子力施設情報公開ライブラリー

原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、 活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一 般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう(以下、 「ニューシア」という)。

(3) PWR事業者連絡会

国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラン トを所有する国内雷力会社と国内PWRプラントメーカの間で必要な技術検討の宝 施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう(以下、本条および第12 5条において同じ)。

- 4. 品質マネジメントシステム
- 4. 1 一般要求事項
- (1) 原子力部門(第4条 図4に示す組織すべてをいう。以下、本規定において同 じ。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化 し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的 に改善する。

(3) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運用において、「発電用軽水型原 子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(以下、「重要度分類指針」

# 変 更 後 第2章 品質保証

### (品質マネジメントシステム計画)

メントシステム計画を定める。

め、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規

**※**1. 2

本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるた

則」および「同規則の解釈」(以下、「品管規則」という。) に基づく品質マネジメン トシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2. 適用範囲

1. 目的

本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。

3. 定義

本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他 品管規則に従う。

(1) 原子炉施設

原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設を いう。

(2) ニューシア

原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、 活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一 般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース (原子力施設情報公開ラ イブラリ<del>ー</del>) のことをいう。

(3) PWR事業者連絡会

国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラン トを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカの間で必要な技術検討の実 施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう(以下、本条および第12 5条において同じ)。

- 4. 品質マネジメントシステム
- 4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項
- (1) 原子力部門(第4条 図4に示す組織すべてをいう。以下、本編において同 じ。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステ ムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する(保安活動の目的が達成 される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画 段階で意図した効果を維持していることをいう。)ため、その改善を継続的に行 う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、 原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品 質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通 じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことを いう)。
- (2) 原子力部門は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出 される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a),b)およびc)

原子力規制におけ る検査制度の見直 しに伴う変更(原 子力施設の保安の ための業務に係る 品質管理に必要な 体制の整備に関す る規則及び同規則 の解釈(品管規 則)の制定に伴う 変更)

由

理 変 更 前 変 更 後 ф f) 品質マネジメントシステムの計画および運用のために原子力部門が必要と決 f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるよ 原子力規制におけ 定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実に うにすること。 る検査制度の見直 しに伴う変更(品 する。 g) 原子力部門の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を 管理すること。 管規則の制定に伴 う変更) g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合 <u>において、当該文書を保持する</u>ときは、その目的にかかわらず、これを識別 保持する場合には、適切な識別をする。 **※** 5 し、管理すること。 4. 2. 4 記録の管理 4.2.4 記録の管理 (1) 原子力部門は、要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運 (1) 原子力部門は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マ 用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。 ネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録 (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。 を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができる ように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 (2) 原子力部門は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な (2) 原子力部門は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索、および廃棄に関し、所要の管 管理を規定するために、表3-1の4.2.4項に係る社内標準を確立する。 理の方法を定めた、表3-1の4.2.4項に係る社内標準を作成する。 **※13** 5. 経営者の責任 5. 経営責任者等の責任 **×3** 5. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 5. 1 経営者のコミットメント 社長は、<u>原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持っ</u>て品質マネ 社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施ならひにその有効性を継続 ジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持しているこ 的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。 とを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。 ₩3 b) 品質方針を設定する。(5.3参照) a) 品質方針を定めること。 **※12.14** c) 管理責任者を指揮し、品質目標が設定されることを確実にする。(5.4. b) 品質目標が定められているようにすること。 f)安全文化を醸成するための活動を促進する。 c) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるように **※12** する」と(要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境 を整えていることをいう)。 d) マネジメントレビューを実施する。(5.6参照) d) 5, 6, 1に規定するマネジメントレビューを実施すること。 **×** 4 e) 管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの確立と維持に必要な資源 e) 資源が利用できる体制を確保すること。 が使用できることを確実にする。(6.参照) a) 法令 規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性 f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員 を原子力部門内に周知する。 に周知すること。 **※**4 g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に 認識させること。 h)全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位 および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。 5. 2 原子力安全の重視 5.2 原子力の安全の確保の重視 原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が 社長は、原子力部門の意思決定にあたり、機器等および個別業務が個別業務等要 決定され、満たされていることを確実にする。(7.2.1および8.2.1参 求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないように 照) する。 5. 3 品質方針 5. 3 品質方針 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの (この場合において、技術的、人的、および組織的要因ならびにそれらの間の相互 作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安

適合しているようにする。

全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)を含む。)が次に掲げる事項に

変 更 後 理 変 更 前 ф c) 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実 原子力規制におけ に伝達すること。 る検査制度の見直 しに伴う変更(品 d) 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員 管規則の制定に伴 が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにするこ う変更) e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のあ る分野および強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間 隔(品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保 安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステム の変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。 5 5 4 内部コミュニケーション 5.5.4 組織の内部の情報の伝達 (1) 社長は、原子力部門内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立さ (1) 社長は、原子力部門の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されている れることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情 ようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に 報交換が行われることを確実にする。 伝達されるようにする。 (2) 原子力部門は、内部コミュニケーションに係る事項について、表3-2の5. (2) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーシ 5. 4項に係る社内標準を確立する。 ョンが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表3-2の5. 5. 4項に係る計内標準を確立する。 5. 6 マネジメントレビュー **×**6 5. 6 マネジメントレビュー **※**6. 7 5.6.1 一般 5.6.1 一般 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を (1) 社長は、原子力部門の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当か つ有効であることを確実にするために、年1回(原則として年度末)以上品質マ 得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評 ネジメントシステムをレビュ<del>ー</del>する。 価(以下、「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔 (品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動 **※** 7 として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考 慮に入れて設定された間隔をいう。) で行う。 (2) 発電所長は、発電所における品質マネジメントシステムを評価し、その結果を 表3-2の5、5、4項に係る社内標準に基づき管理責任者(原子力事業本部 長)へ報告する。管理責任者(原子力事業本部長および経営監査室長)は、これ らの情報を含む自らが所管する品質マネジメントシステムに係る活動を評価し、 その結果をマネジメントレビューへのインプットとする。 (3) マネジメントレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、 ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要 性の評価も行う。なお、第5条第1項(18)に定める関係する部門についてもマネ ジメントレビューの結果に基づいて社長が必要な業務の指示を行う。 (4) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する。(4.2.4参照) 5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット 5. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報 マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。 原子力部門は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報 告する。 a) 監査の結果 a) 内部監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照) b) 原子力部門が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査(安全文 化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の 意見、原子力規制委員会の意見等を含む、原子力部門の外部の者の意見

変 更 後 理 由 d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品または模造品等の報告を含む。) および処 原子力規制におけ d) 不適合の報告および処理に関する要求事項 理に係る要求事項 る検査制度の見直 e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項 e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要 しに伴う変更(品 管規則の制定に伴 f) 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項 う変更) g) その他調達物品等に必要な要求事項 (2) 原子力部門は、調達物品等要求事項として、原子力部門が調達物品等の供給者 の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委 員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。 (3) 原子力部門は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供する (2) 原子力部門は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であるこ にあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。 とを確実にする。 (3) 原子力部門は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達 (4) 原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、 要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。 調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。 7. 4. 3 調達製品の検証 7. 4. 3 調達物品等の検証 (1) 原子力部門は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実 (1) 原子力部門は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするた にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。 めに必要な検証の方法を定め、実施する。 (2) 原子力部門は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施 (2) 原子力部門が、供給者先で検証を実施することにした場合には、原子力部門 は、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確 することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出 荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。 にする。 7.5 業務の実施 7.5 個別業務の管理 原子力部門は、業務の計画(7.1 参照)に基づき、次の事項を実施する。 7.5.1 個別業務の管理 7.5.1 業務の管理 原子力部門は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事 原子力部門は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業 項のうち該当するものを含める。 務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施す a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。 a) 原子炉施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等または 実施する個別業務の特性、および、当該機器等の使用または個別業務の実施に より達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にあること。 b)必要に応じて、作業手順が利用できる。 b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 c) 適切な設備を使用している。 c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 d) 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。 d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用して いること。 e) 8. 2. 3項に基づき監視測定を実施していること。 e) 監視および測定が実施されている。 f)業務のリリースが実施されている。 f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むこと の承認を行っていること。 7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認 7. 5. 2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または (1) 原子力部門は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定 測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕 では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された 在化しない場合には、原子力部門は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を 後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確 行う。 認を行う。 (2) 原子力部門は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができる (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実 証する。 ことを、(1)の妥当性確認によって実証する。 (3) 原子力部門は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを 管理する。

(3) 該当する場合には、原子力部門は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合

- a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
- b) <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定することを正式に許可する。</u>

変 更 前

- c)本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。
- d) <u>外部への引渡し後または</u>業務の実施後に不適合<u>が検出された場合には、</u>その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
- (5) 不適合の性質の記録、および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。(4.2.4参照)
- (4) <u>不適合に修正を施した</u>場合<u>には、</u>要求事項への適合を実証するための<u>再</u>検証を 行う。
- (6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。
- 8. 4 データの分析

を処理する。

- (1) 原子力部門は、品質マネジメントシステム<u>の適切性および有効性</u>を実証するため、<u>また、</u>品質マネジメントシステムの<u>有効性の継続的な</u>改善の<u>可能性</u>を評価するために、表3-2の8. 4項に係る社内標準において適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。<u>この中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u>
- (2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
  - a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)
  - b) 業務<u>•原子炉施設に対する</u>要求事項への適合<u>(8.2.3および8.2.4</u> 参照)
  - c) <u>予防処置の機会を得ることを含む、</u>プロセスおよび<u>原子炉施設の、特性および傾向(8.2.3および8.2.4参照)</u>
  - d) 供給者の能力(7,4参照)
- 8. 5 改善
- 8. 5. 1 継続的改善

原子力部門は、品質方針<u>、</u>品質目標、<u>監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビュー</u>を通じて<u>、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u>

8. 5. 2 是正処置

**※10** 

a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。

b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと(以下、「特別採用」という)。

変 更 後

c) 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。

- d) 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。
- (4) 原子力部門は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して<u>講じた措置(特</u>別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。
- (5) <u>原子力部門は、(3)a)の措置を講じた</u>場合<u>においては、個別業務等</u>要求事項への 適合性を実証するための検証を行う。
- (6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。
- 8 4 データの分析および評価
- (1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、表3-2の8.4項に係る社内標準において、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、および分析する。
- (2) <u>原子力部門は、(1) の</u>データの分析<u>およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる</u> 事項に係る情報を得る。
- a) <u>原子力部門の</u>外部<u>の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られ</u>る知見
- b) <u>個別</u>業務<u>等</u>要求事項への適合性
- c) 機器等およびプロセスの特性および傾向 (是正処置を行う端緒(不適合には 至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づ き、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)となるも のを含む。)
- d)調達物品等の供給者の供給能力
- 8. 5 改善
- 8.5.1 継続的な改善

原子力部門は、<u>品質マネジメントシステムの継続的な改善(品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)を行うために、</u>品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。

8. 5. 2 是正処置等

**※10** 

原子力規制における検査制度の見直 しに伴う変更(品 管規則の制定に伴 う変更)

理

変 更 後 **×9** 変 更 前 原子力部門は、表3-1の8.5.2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実 原子力規制におけ (1) 原子力部門は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じ 施する。 る検査制度の見直 て、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。 しに伴う変更(品 (1) 原子力部門は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。 a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。 (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。 管規則の制定に伴 (3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111) 附属書「根本原因分析に関する要求事 う変更) 項」を含む。)を規定する。 (a) 不適合その他の事象の分析(情報の収集および整理、ならびに、技術的、人 的および組織的側面等の考慮を含む。)および当該不適合の原因の明確化(必 a) 不適合のレビュー b) 不適合の原因の特定 要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化 すべき分野との関係を整理することを含む。) (b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発 生する可能性の明確化 b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。 c)不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 d) 必要な処置の決定および実施 c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。 d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品 f)とった是正処置の有効性のレビュー 質方針に影響を与えるおそれのある原子力部門の内外の課題を明確にし、当 該課題に取り組むことを含む。)を変更する。 e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の 安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することに より、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含 む。) に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、表3-1の8.5.2項および8.5.3項に係る社内標準に確立し、実施する。 g) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。 e) とった処置の結果の記録(4,2,4参照) (2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、表3-1の8.5.2項および 8.5.3項に係る社内標準に定める。 (3) 原子力部門は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から 類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通す る原因を明確にした上で、適切な措置を講じる((1)のうち、必要なものについ て実施することをいう)。 8. 5. 3 予防処置 8. 5. 3 未然防止処置 原子力部門は、表3-1の8.5.3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実 (1) 原子力部門は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動 (1) 原子力部門は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(PWR事業者連 の実施によって得られた知見(良好事例を含む。) および他の施設から得られた 絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。)を収集し、自らの 知見(PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含 組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象 む。)の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力 が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含 む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じ 安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有すること も含む。 る。 (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。 (3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事 項」を含む。)を規定する。 a) 起こり得る不適合およびその原因の特定 a) 起こり得る不適合およびその原因について調査する。 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。

## 大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前 (2019/11/22 時点最新版)	変 更 後	理由
(保安に関する職務) 第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。	(保安に関する職務) 第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。	
(略)	(略)	
(3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(10)に定める各部門統括を指導監督し、原子力 業務を統括する。また、第2条の2第3項 <u>および第2条の3第3項</u> の職務を行う。	(3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(10)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第2条の2第3項の職務を行う。	原子力規制における検査制度の見直 しに伴う変更(番
(略)	(略)	号の繰り下げ)
<ul> <li>(16) 第1項(6)から(10)、(14)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</li> <li>(17) 第1項(5)から(15)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</li> <li>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</li> </ul>	(16) 第1項(6)から(10)、(14)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計 および工事に関する業務を含む。 (17) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を 確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務 を実施することができる。 (18) 第1項(5)から(15)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行す る。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。 (19) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。	原子力規制における検査の見いでは、 原子力規制における検査の見いでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。	2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。	を実施することが できる旨規定、番 号の繰り下げ)
(略) (14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、 <u>施設定期検査(以下、「定期検査」という。)</u> に関する業務の補佐を行う。 (略)	(略) (14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、 <u>定期事業者検査</u> に関する業務の補佐を行う。 (略)	原子力規制における検査制度の見直しによった。
(26) 第2項(5)、(6)、(10)から(13)および(15)から(23)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。	(26) 第2項(5)、(6)、(10)から(13)および(15)から(23)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。 (27)各職位は、第3条8.2.4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。	令改正に伴う変 更) 原子力規制検査導 入に伴う変更 (事業者検査の独
(27) 各課(室) 長は、課(室) 員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課(室) 員は、その指示・指導に従い業務を実施する。 (室) 員は、その指示・指導に従い業務を実施する。 (28) 発電用原子炉主任技術者(以下、「原子炉主任技術者」という。)を兼任することができる品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保全計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。	(28) 各課(室)長は、課(室)員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課(室)員は、その指示・指導に従い業務を実施する。 (29) 発電用原子炉主任技術者(以下、「原子炉主任技術者」という。)を兼任することができる品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保全計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。	(事業保保のないないでは、 ・主体では、 ・主体では、 ・主体では、 ・主体では、 ・主体では、 ・主体では、 ・主体では、 ・主体では、 ・主体では、 ・主体では、 ・主体では、 ・主体では、 ・主体では、 ・主体では、 ・またがが、 ・またがが、 ・またがが、 ・またがが、 ・またがが、 ・またがが、 ・またがが、 ・またがが、 ・またがが、 ・またがが、 ・またがが、 ・またがが、 ・またがが、 ・またがが、 ・またがが、 ・またがが、 ・またがが、 ・またがが、 ・まががが、 ・まががが、 ・まががが、 ・まががが、 ・まがががががががががががががががががががががががががががががががががががが